

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第113回）
議事次第

1 日 時

令和5年12月20日（水）10：00～12：00（120分）

2 場 所

ZOOMによるオンライン開催

3 議 事

- (1) 求められる法曹の人材像と今後の法科大学院教育について
- (2) 令和5年司法試験合格結果について
- (3) 法科大学院教育を担う教員（研究者）の養成・確保について
- (4) その他

4 配付資料

資料1	求められる法曹の人材像と今後の法科大学院教育について (日本弁護士連合会提出資料)	…p. 3
資料2－1	令和5年司法試験の採点結果等	…p. 33
資料2－2	令和5年司法試験受験状況	…p. 53
資料2－3	令和5年司法試験法科大学院等別合格者数等（合格者数順）	…p. 55
資料2－4	令和5年司法試験法科大学院等別合格者数等（合格率順）	…p. 57
資料2－5	司法試験結果の分析（法科大学院）	…p. 59
資料2－6	各年度修了者の令和5年までの司法試験合格状況	…p. 65
資料2－7	法科大学院別司法試験累計合格者数等（累計合格率順）	…p. 69
資料2－8	令和5年司法試験における予備試験合格者の受験状況等	…p. 71
資料2－9	令和5年司法試験最終学歴（出願時）別合格者一覧（予備合格者）	…p. 73
資料2－10	予備試験合格資格に基づく合格者（令和5年司法試験）	…p. 77
資料3	法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）	…p. 79
資料4	法学分野の大学・大学院・研究者に関するデータ	…p. 87
参考資料1	第12期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿	…p. 113
参考資料2	法科大学院制度の経緯について	…p. 115
参考資料3	中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会の提言等について	…p. 125
参考資料4	法科大学院の設置状況（令和5年度）	…p. 127
参考資料5	法科大学院の志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移等	…p. 129
参考資料6	早期卒業・飛び入学制度を活用した法科大学院入学者数	…p. 134

参考資料 7	法科大学院の学生数（各年次、既修・未修、非法学部出身者、社会人経験者）	…p. 135
参考資料 8	令和 5 年度法科大学院入学者選抜の全体像	…p. 137
参考資料 9	各法科大学院の令和元年度～令和 5 年度入学者選抜実施状況等	…p. 139
参考資料 10	各法科大学院の令和 4 年度・令和 5 年度入学者選抜のうち特別選抜の実施状況	…p. 141
参考資料 11	法科大学院修了者数の推移	…p. 143
参考資料 12	法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移	…p. 145
参考資料 13	法科大学院の各年次の進級率の推移	…p. 155
参考資料 14	文部科学大臣認定を受けた法曹養成連携協定一覧	…p. 157
参考資料 15	連携法曹基礎課程（法曹コース）一覧	…p. 159

2023年12月20日 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会
「求められる法曹の人材像と今後の法科大学院教育について」

日本弁護士連合会
副会長 宇加治 恒子

1 主な活動分野における近年の弁護士の評価

○司法基盤の整備に関して

弁護士費用保険、日本司法支援センターによる法的サービス利用の拡大、予防法務及び企業法務などの訴訟外業務の分野での司法基盤の整備が進んでおり、近年の若手弁護士による人的基盤の拡大は、社会構造の変化に伴って生じる社会のニーズに応え、市民から寄せられる司法基盤整備への期待に応えていくことについて、重要な役割を担っている。

○活動領域の拡大

後述のとおり、若手弁護士を中心とした社会のニーズに即応した新たな活動領域が拡大しつつある。

また、高齢者・障がい者支援や子ども対策支援、犯罪被害者支援、司法過疎問題解決のための活動など、これまで司法アクセスに困難のあった分野において、若手弁護士は活動の担い手となっている。

2 今後養成すべき弁護士の人材像

○「国民の社会生活上の医師」として

法律の専門家として、市民に生じる日常の様々な法的問題について、身近に相談を受けて、適切な予防方法や対処方法、解決策を助言する「国民の社会生活上の医師」としての弁護士を養成する必要があることは、司法制度改革審議会意見書における法曹の役割と変化はない。多様な社会ニーズに対応できる高い専門性とそれを支える専門職業人としての倫理を兼ね備えた弁護士を養成することが必要。

○法曹の多様性の確保

社会構造の変化に伴って弁護士に期待される社会ニーズが多様となっている。法律以外の様々な学問分野での知見や実社会での業務経験を背景として、多様な社会ニーズに対応できる弁護士を養成することが必要。

また、弁護士全体に占める女性割合が十分でないことに鑑み、弁護士の女性割合の更なる増加を目指すことが必要。

さらに、地域司法を担う弁護士を養成することが必要。

○活動領域の拡大

法律家としての活動領域の拡大や司法アクセスの容易化、新たな社会ニーズに即応した法的サービスの拡充など、法曹が活躍する領域を新たに切り拓き、司法基盤を自ら構築していくことについて、能力・意欲を有した弁護士を養成することが必要。

現在でも、若手弁護士を中心にして、海外駐在、司法過疎、児童相談所、スポーツ、企業内・自治体内弁護士、医療福祉関係など様々な分野で、多彩で厚みのある取組が展開されている。

3 法科大学院に期待すること

○法曹に必要な学識及びその応用能力を培うための基礎的な学修

法科大学院制度において法曹に必要な学識及び能力を培うこと。

○法律実務の基礎的素養等の涵養と司法修習との連携

法科大学院においては、法律の基本的知識及びその応用能力のみならず、法律実務基礎科目を通じて法律実務における基礎的素養を、展開・先端科目や法曹倫理を通じて専門性の基礎と倫理性を涵養しつつ、司法修習との連携を更に強化すること。

○法曹となる者の多様性の確保等

法律の学修のみならず、様々な学問分野での学修や実社会での実務経験を経た、いわゆる法学未修者を法科大学院の入学者のうち一定数確保し、法科大学院において法曹となるために必要な学識及び能力を身につけさせること。同様に、女性や出身地域、外国にルーツを有する者など、多様な属性を有する入学者を確保すること。

なお、法科大学院で教育を担う教員の多様性（年齢、性別、研究者・実務家など）も確保すること。

○法曹となった後を見通した法科大学院ならではの学修環境

司法試験受験科目以外の科目の学修や多様な活動を担う実務家等との接点などを通じて、新たな活躍の場を見出し、司法基盤を担う法曹が輩出される例もあり、そのような学修環境を更に充実させること。そのような学修環境が提供される法科大学院の魅力を発信していくこと。



弁護士になろう!!

★8人のチャレンジ★

目 次



弁護士って どんな仕事をしているの？	1頁
民事事件の流れ.....	2頁
刑事事件の流れ.....	3頁
弁護士の仕事のひろがり.....	4頁

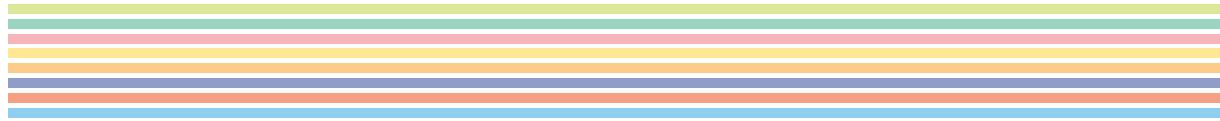


様々な領域で活躍する 弁護士の紹介

人権活動について.....	5頁
公設事務所について.....	6頁
外国人事件について.....	7頁
原発ADRについて	8頁
自治体業務について.....	9頁
医療法務について.....	10頁
企業内弁護士について.....	11頁
政策秘書について.....	12頁



弁護士になるには?	13頁
-----------------	-----



弁護士ってどんな仕事をしているの？

「弁護士」と聞いてみなさんはどういうイメージを持っていますか？

聞いたことはあるけれど、なんだか固そうだな、とか、難しいことを言って、こわそうな人が多いのかな、といったイメージをお持ちの方も多いでしょう。

ドラマや映画などでは、刑事事件の弁護人の仕事や、民事事件の代理人として交通事故の被害者のために活躍する、といったシーンをよく目にします。多くの弁護士は法廷を中心としたこれらの仕事に取り組んでおり、弁護士の重要な役割です。

それだけでなく、弁護士は、社会的な少数派の人権を守るために活動することもあります。また、司法過疎地域の人々の人権を守るために、地域に赴いて活動をしたり、困難な事態に直面した被災地で、街を復興させる仕組みづくりに尽力したり、あるいは企業の中で法律面からビジネスをサポートしたりと、弁護士の仕事は社会の様々な場面に広がっており、また、今後もますます広がっていきます。

このパンフレットは、弁護士を目指そうとするみなさんに、弁護士の様々な活躍の場を紹介するものです。法科大学院を修了し、司法試験に合格して、弁護士になった8人が、それぞれの場でチャレンジし、楽しく働いている様子を紹介しています。

このパンフレットを通じ、私たちの仕事を少しでも身近に感じてもらえたたらと思います。

弁護士は、弁護士法という法律で、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」ことが決められています。この使命のもと、弁護士は、法律の専門家として、みんなの自由、財産、健康などの権利を守り、安心して暮らせる社会にするための仕事に取り組んでいます。

弁護士の仕事は、社会生活の中で発生する問題を解決することです。大きく「民事事件」と「刑事事件」に分けられます。

民事事件とは、契約した内容が守られない、損害賠償を請求したい、遺産相続をめぐる争いなど、私たちが生活を送る中で身の回りに起る問題です。

刑事事件とは、罪を犯したと疑いをもたれた人（被疑者）や、罪を犯したとして裁判所に起訴された人（被告人）の捜査・裁判での問題です。

その他、国などを相手とする行政事件や、家庭内の紛争を扱う家事事件などがあります。

これまで弁護士は、法律事務所に所属してこういった事件を取り扱う者がほとんどでした。しかし、最近では、弁護士資格を有する者が、企業、国や自治体、NPO法人その他の組織に勤務して職務に従事するなど、その業務の内容や活動領域が拡大しています。

弁護士の仕事は、社会のニーズに応えるために多様な方法・内容をもって提供されています。

ミニ解説 弁護士のバッジ

弁護士が胸につけているバッジ、このバッジは、外側にひまわり、中央にはかりがデザインされています。ひまわりは正義と自由を、はかりは公正と平等を追い求めるこを表わしています。



民事事件の流れ

～貸したお金が返ってこない？～

「お金を貸したのに返してもらえないという場合、実際に何をどうすればお金を返してもらえるでしょうか。」弁護士は、このような法律相談を受けることから、民事事件に関与していきます。

まず、弁護士は、法律相談で、問題に関する法令の定めや、問題解決のためにとれる手段やそのメリット・デメリットを説明します。

弁護士による法律相談は、法律事務所で行われているもののほか、全国各地にある弁護士会、日本司法支援センター(法テラス)、市・区役所などでも行われています。

法律相談でのアドバイスだけでは問題が解決しそうにないとき、その問題の解決が弁護士に依頼されることとなります。弁護士は、相手との交渉から、民事裁判を提起して判決で決着をつけることまで、考えられる選択肢のうち依頼者にとってベストな方法は何かを考えます。

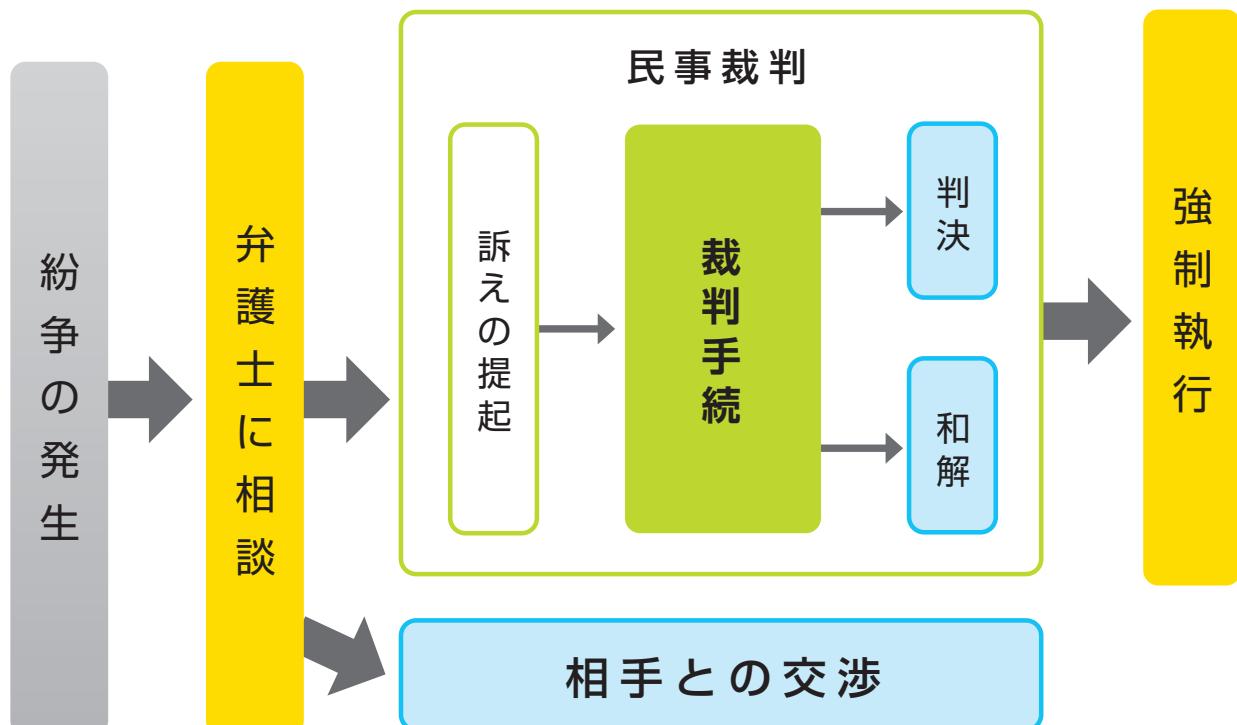
例えば、冒頭の例では、相手に対し、まず借りたお金を返すよう内容証明郵便を送り、相手に自主的に返済をするよう働きかけたり、相手がこれに応じない場合、民事裁判を提起し、判決により問題の解決を図る、といったことが行われます。

民事裁判は、当事者双方が互いの言い分を主張し、その主張を根拠づける証拠を提出するという手続を繰り返して進行します。

弁護士は、専門家として、裁判所にこちらの言い分が認められるよう、主張・立証を的確に行う必要があります。また、証人尋問では、こちらの証人からはうまく話を引き出すとともに、相手側の証人に対しては、反対尋問により矛盾点や疑問点を明らかにさせることができます。

このような手続の中で、判決に至るまでに当事者双方で和解が成立する場合もあります。

こちらの請求が認められた判決が出され確定しても、相手がその内容に従わない場合には、強制執行手続により、判決で認められた権利を実現することになります。



刑事事件の流れ

～犯罪の疑いをかけられたら？～

犯罪の疑いをかけられた人（被疑者・被告人）のための刑事弁護も弁護士の仕事の一つです。弁護士が関与する段階で、被疑者・被告人が身体を拘束されていない場合もありますが、逮捕、勾留されている場合も多くあります。

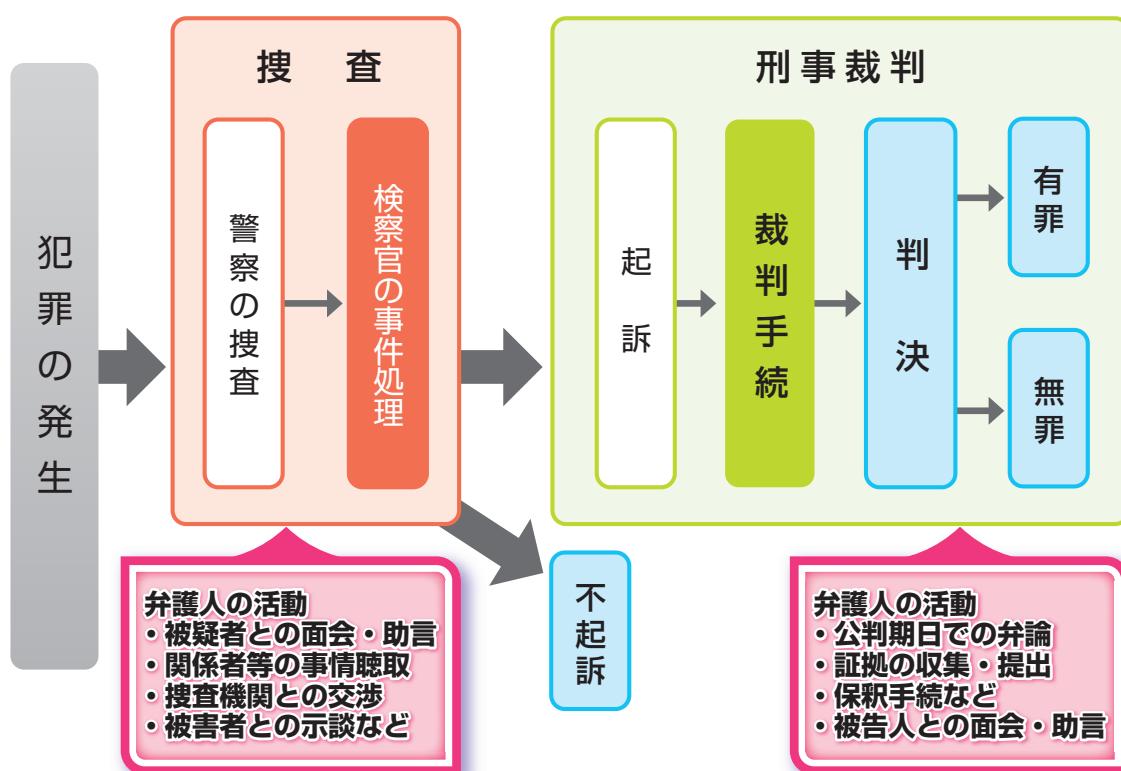
捜査段階で被疑者が逮捕された場合、弁護士は弁護人となって、被疑者と面会し、手続や権利の説明、助言などを行うとともに、家族や職場への連絡など、身体を拘束されている被疑者が行いたくても行えないことを代わって行うなどします。また、事実関係を確認するとともに、捜査機関と交渉したり、被害者との間で示談交渉を行なうなどします。早期に被疑者の身体が解放されるために必要な活動を行います。

さらに、被疑者が逮捕後に長期の身体拘束（勾留）を命じられた場合、その命令を出した裁判所に対して、命令の取消しや停止を求めます。

被疑者が裁判所に起訴され被告人となった場合、弁護人は、法廷に証拠を提出し、証人を尋問するなどして、検察官の主張を崩して無罪を求めたり、情状酌量を得るための活動を行います。また、被告人の身体を解放するための保釈の手続を検討します。さらに、裁判の手続・内容が適正か、被告人に不利益な取扱いがされていないか、チェックする役割も担っています。

このように、刑事事件では、弁護人として、まず正式な裁判に至らないよう、早期に身体が解放されることを目指して色々な活動を行います。また、裁判では、被告人のために無罪を求めたり、被告人側の事情や反省を裁判官に伝えるなど、適切な判決が下されるように法廷活動を行います。

弁護士は、被疑者本人や被疑者の家族から依頼を受けて、弁護人として事件に携わります。弁護士の知り合いがいなかったり、十分なお金がない人でも、弁護人による弁護が受けられるよう、色々な制度が用意されています。例えば、弁護士会を通じて弁護士を紹介してもらう制度や、弁護士会から初回無料で弁護士が派遣され助言が受けられる制度（当番弁護士）、一定の資力がない被疑者・被告人については国が弁護人を選任する制度（国選弁護人）などです。



弁護士の仕事のひろがり

これまで、弁護士の仕事というと、法律事務所に所属し、民事事件、刑事事件、行政事件、家事事件などを手がけるという働き方が一般的でした。

しかし、最近では、より幅広い問題に取り組む弁護士が増えています。また、法律事務所ではなく、色々な組織で法律の専門家として働く者も増えています。

仕事の多様化

弁護士の仕事は、法廷を中心とした活動だけでなく、様々な内容に拡がっています。

たとえば、借金や貧困に苦しむ方のために、地方自治体への生活保護申請の手助けをしたり、高齢者、障がい者がその権利を脅かされることなく安心して生活を送れるよう、地方自治体の福祉部門と連携してサポート体制を整えるなど、行政に関係した活動も増えています。

また、公害、薬害に苦しむ方の権利を救済するために、差し止めや損害賠償請求などの裁判を行うだけでなく、被害者救済のための政策立案や法律制定に向けた活動を行ったり、被災地における復興に向けた様々な取組み、学校や職場などでの人権問題についての講演活動、企業の海外活動に対する法的支援や国家間の交渉や紛争解決に向けた法的対応など、法に関する問題が存在するあらゆる場所に弁護士の活動は拡がってきています。

所属先の多様化

また、法律事務所に所属せず、組織の一員として活動する弁護士（組織内弁護士）が増えています。企業内弁護士として、企業内法務の対応だけでなく、コンプライアンスの徹底や経営判断に関与したり、中央省庁の任期付公務員として政策立案や立法に携わったり、地方自治体の任期付公務員として条例制定、住民や関係機関との間の紛争対応、職員研修に携わったりする弁護士が増えています。任期付ではなく通常の公務員として活動する人や、企業や官公庁以外の組織内弁護士として活動する人も出てきています。弁護士は、それぞれの組織の一員として働く立場にはありますが、法律の専門家としての客観的視点や倫理感に基づいた業務の遂行が求められています。

このように、弁護士は、法律の専門家として、市民のみなさんが安心して社会生活を送れるよう、各自の創意工夫により色々な仕事に取り組んでいます。



日本弁護士連合会「弁護士白書 [2013年版]」180頁（資料2-3-1）より



**少数派でも多数派を
ひっくり返せるかもしれない。
それが弁護士の活動の面白さ。**

柳原 由以

2007年 3月	明治大学法学部卒業
2009年 3月	早稲田大学法科大学院修了
2009年 9月	司法試験合格
2010年12月	司法修習終了 弁護士登録 東京アドヴォカシー法律事務所に勤務
2013～14年	米国カリフォルニア州バークレーで 障がい者問題を扱う法律事務所「DREDF」で研修

[現在の仕事の内容]

通常の業務のほか、障がい者問題で活動しています。2013年に、成年被後見人の選挙権訴訟の違憲判決（東京地裁）や、性同一性障がいの夫婦の妻が人工授精で産んだ子どもを嫡出子と認めた最高裁決定を得た各弁護団のメンバーです。日弁連人権擁護委員会委員。

■法科大学院で学ぶということ

自分に素直でいたい、そのためにも、自立した人でありたいと考えたときに、出てきた選択肢が弁護士でした。当初は旧試験を考えていましたが、終了してしまい、新しい法曹養成制度ができたので、法科大学院へ進みました。リーガル・クリニックや授業での事例検討等の能動的な授業を通じて、和解の試みをロールプレイで学んだり、検察実務の教材を使いながら検察側の立証を弁護士の教員が次々と崩していくという体験は、自分の思考過程を試されているようで、とても面白いものでした。

■今の仕事を選んだきっかけ

法科大学院の講義で、精神障害法を受講した際、障がい者の意思決定について、その人自身の人生としてできる限りその意思を尊重するべきであり、そのために法律家はどう関わられるかという内容の講義を受け、そういった分野に関われたら楽しいだろうと感じました。当初から、社会の多様性について興味を持っていましたが、その一環として、障がい者の地域参加・共生社会に携わりたいと考えるようになり、障害法クリニックを教えに来ていた弁護士の事務所に就職しました。

■仕事の魅力

「これは、おかしいんじゃないの？」と感じたことを論理的に整理して社会に問題提起することができます。障害法の分野はまだ日本で確立されていないので、昨年カリフォルニア大学バークレー校のロースクールの障害法講義を受ける機会をいただきましたが、障害法について30年の実務があり、理論も成熟していました。昨年の障害者差別解消促進

法の制定を受け、日本の実務もこれから面白くなると思います。また、大きな事件は、多くの弁護士と共に問題意識を持ちながら進めることができ、サークル活動のような一体感・充実感もある上に、とてもやりがいがあります。自分が取り組んだ事件で、違憲判決を取ったり、最高裁で画期的な決定が出たときの達成感はお金では得難いものです。

■法曹を目指す皆さんへのメッセージ

世の中に絶対的な「正解」はないでしょう。そんな中、社会生活をしていると、自分の考えを曲げて多数派の考え方には合わせてしまうことがあります。しかし、自分にとってはどうしても曲げられない大事なこともあって、そこに弁護士の仕事があります。社会の少数派であっても、司法によって社会のあり方を変える力を持つところのが面白い。そう思える人は法曹に向いていると思います。ぜひ、仲間に加わってください。





司法アクセス向上のために 活動しています。

水田 祐輔

2002年3月	大阪大学法学部卒業
2007年3月	鹿児島大学法科大学院修了
2007年9月	司法試験合格
2008年12月	司法修習終了
2010年6月	弁護士登録 弁護士法人あさかぜ基金法律事務所入所 西都ひまわり基金法律事務所開所

[現在の仕事の内容]

- ・一般民事・家事
- ・債務整理
- ・刑事
- ・市の行政委員
- ・原稿執筆、講演等

■法科大学院で学ぶということ

私が弁護士を志したのは、責任のある仕事をして人の役に立ちたい、という思いからでした。とは言いつつも、人間弱いもので、大学を卒業して一人で受験勉強をしているうちに甘えが出てしまい、いつしかそのような思いを見失いかけていました。そのような折、法科大学院が設立されることになり、同じ志を持つ仲間と切磋琢磨しながら弁護士を目指すよい機会だと思い、法科大学院で学ぶことを決意しました。

■今の仕事を選んだきっかけ

法科大学院のプログラムで、離島で法律相談を行う機会がありました。

このとき、多くの方が相談に見えられ、その相談内容も切実なものが多く、身近に弁護士がないことで正当な権利が実現されていないと痛切に感じました。

それまでも、司法過疎について一応の知識はあったのですが、この離島法律相談をきっかけに具体的に司法アクセス向上のために活動したいと思うようになりました。

この思いを胸に、司法修習後は、司法過疎地への赴任を前提とした養成事務所に入所し、2010年6月からはひまわり基金法律事務所で活動しております。

■仕事の魅力

これまで、地理的事情も含めた様々な事情で、問題を抱えていても弁護士のもとにたどり着かず泣き寝入りしている方が多くいました。私の使命は、このような状況を改善し、一人でも多くの方の権利を守ることだと思っています。

従来であれば泣き寝入りしていたかもしれないような方が、私の事務所を訪ねてくださり、事件が解決して喜んでくれている姿を見るととても嬉しくなります。

基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという弁護士の使命は、どのような場所で活動していても共通するものではあります、この使命をより実感できる仕事だと思います。

■弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

一口に法曹といつても、活躍の場は大きく広がっており、実際の仕事内容は多種多様です。

しかし、努力をできる方そして人の役に立ちたいという思いを持つ方にとって、とてもやりがいのある仕事である、という意味においては、共通していると思います。

皆さんそれぞれの理想とする法曹像を胸に、強い気持ちを持って、挑戦していただきたいと思います。





国や地域を越えて、
理想と感動を追求し続ける
実務家でありたい。

宮内 博史

2006年3月	早稲田大学法学部卒業
2008年3月	一橋大学法科大学院修了
2008年9月	司法試験合格
2009年8月	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）でインターン
2009年12月	司法修習終了 弁護士登録
2013年12月	弁護士法人多摩パブリック法律事務所入所 弁護士法人東京パブリック法律事務所外国人・国際部門入所

【現在の仕事の内容】

公設事務所の一員として公益性の高い活動に携わっています。とりわけ、難民や外国人に関する事件、裁判員裁判などの刑事事件、被災者の支援に力を入れています。

■法科大学院で学ぶということ

難民を助けられる弁護士になりたい。大学時代、アフガニスタン難民保護のために奔走していた弁護士の姿を見たし、私はそう心に決めました（そのときに出会った本が、アリ・ジャン著「母さん、ぼくは生きています」（マガジンハウス）です。）。

法科大学院に進学したのは、法律家に必要な基礎力と、国内外において難民保護に携わるために必要な専門性を培いたいと思ったからです。法科大学院では、多様な科目の中でも、国際法や国際人権法に関する科目を積極的に履修しました。

■今の仕事を選んだきっかけ

難民は自国の保護を受けられず、他の国で保護を求めるを得ない方々です。人としての尊厳を著しく傷つけられ、大変脆弱な状況にいます。現在は、行政や裁判手続での法的支援のほか、大学やNGO等での講義・講演、タイやミャンマーでの難民への法教育支援などに携わっています。難民を助けるとの思いがきっかけでこの仕事を選んだ私ですが、実際は、苦境を力強く生き抜こうとする難民自身から、多くの活力をもらい、助けられています。

■仕事の魅力

日本の難民認定率は1%未満が続いている（2013年は0.16%）。アフリカや中東、東南アジアなど、遠く離れた国々から迫害を逃れて来た方であっても、保護を受けることは容易ではありません。そのこともあり、活動を続けることがとても辛く感じるときがあるのは事実です。しかし、だからこそ、難民と寄り添い、難民認定を勝ち取ったときの感動は想

像をはるかに超えています。その方が家族との再会を果たし、社会の中で有意義な生活を送っている姿を見られたときはなおさらです。この素晴らしい感動の一部となり、多くの方々と共にできることが一番の魅力です。

■弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

世界には4500万人以上の難民・国内避難民がいます。国内外の活動を通じて、そのような方々の力になり、難民問題の解決に貢献することが私の最大の目標です。難民が保護され、輝ける社会は、きっと全ての人にとって素晴らしい社会だと思います。是非、皆さんも理想とする社会を思い描いてください。そして、その社会を実現するために自分に何ができるのかを考えてください。皆さんが出されたその答えこそが、皆さんを導き、道を切り拓いてくれるはずです。

被災地の避難所での
法律相談紙芝居の様子





東京電力福島第一原発事故から、3年。 事故被害者のために、 法律実務家としてできることがある。

谷 洋昌

2008年3月	早稲田大学法学部卒業
2011年3月	早稲田大学法科大学院修了
2011年9月	司法試験合格
2012年12月	司法修習終了
2013年2月	原子力損害賠償紛争解決センター調査官就任
2013年3月	弁護士登録 町田総合法律事務所入所

【現在の仕事の内容】

東京電力株式会社と原発事故被害者との間の和解仲介業務（事実の調査、双方当事者との連絡、和解案の検討等）を行う。

■ 法科大学院で学ぶということ

法科大学院では、試験に必要な法律科目だけでなく、実務家教員の方々の講義を通じて、「生の実務」を体感することができます。その経験は自分が実務家となった現在、とても支えになっています。また、同じ志を持ち、現在まで切磋琢磨し合えるかけがえのない友人にも恵まれました。

■ 今の仕事を選んだきっかけ

原発事故が起きた2011年3月11日当時、私は、司法試験を2か月後に控えた受験生でした。被災地の悲惨な境遇をニュースで知り、驚愕し、悲痛な気持ちになる一方で、それでも間近に控えた試験に集中しなければならない状況に、「自分はなんて無力なのだろう」と歯痒さを感じていました。その思いは、晴れて試験に合格した後も心の片隅にくすぶっていましたが、ちょうどそのようなときに、知り合いの先生を介し、和解仲介業務を行うADRの存在を知ったのがきっかけでした。

■ 仕事の魅力

調査官は司法修習を終了した法曹で構成されており、そのほとんどが弁護士として通常業務を兼務しています。自らの法律知識を活かした和解仲介業務を通じて、公正中立な立場から、直接事故被害者の方々の救済に資することができます。また、原発事故という大規模かつ前例がないという事案に正面からぶつかり、知恵を出し合い、現在も自宅に戻れず避難を続けている被害者の方々への迅速な賠償を実現することは法律実務家としての責務でもあると考えており、やりがいと魅力を感じています。

■ 弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

時代とともに社会が変化すれば、今まで思いもよらなかった多種多様な問題が生じる可能性があります。そのようなときに、法的観点から問題解決に携わることができる事が法律実務家であり、活躍できる分野は多岐に及びます。法律知識を活かして社会正義を実現したいという想いが少しでもあれば、法曹という分野には、勇気を出して飛び込んでみる価値がまだまだ十分にあると思います。





開拓の志あれば、 弁護士の可能性は尽きない。

菊池 優太

2004年3月	東北大大学法学部卒業
2008年3月	北海道大学法科大学院修了
2008年9月	司法試験合格
2009年12月	司法修習終了
2013年1月	弁護士登録 岩手県総務部法務学事課特命課長（法務指導）

[現在の仕事の内容]

- ・府内業務に関する法律相談対応
- ・自治体の原子力損害賠償対応
- ・用地取得特例制度検討
- ・各種委員会委員等

■法科大学院で学ぶということ

少なからぬ投資のもと入学すること自体がまず一つの決断ですから、自ずと真剣にならざるを得ないと思います。不退転の決意といっては大げさですが、私は、法科大学院での2年間、登校しなかった日は一日もありませんでした。また、教われる先生方や議論ができる友人達が常に近くにいることなど、学ぶ環境としても申し分ありません。法科大学院で過ごした経験は、法律家としては勿論、人としての私の姿勢などに大きく影響していると感じます。

■今の仕事を選んだきっかけ

私は、司法修習終了後、東京の法律事務所に勤務しておりました。しかし、弁護士になって1年余りが経過したころ、東日本大震災が起きました。私は岩手県の出身であり、東京で活動する日常を送りながらも、自分は郷里のために何もしていないのではないか、という思いが日々強くなっていました。そのような折、岩手県で法曹有資格者の募集がありました。迷いましたが、魅力を感じましたので、応募し採用に至ったものです。

■仕事の魅力

現在の立場は、従前全く想定していなかったものでした。しかし、自治体に入ってみると、震災復興に関与しうることは勿論、独特の法律問題に多く触れられることや自治体組織に精通しうること等、通常得難い経験に満ちています。現在は、被災地での復興事業の用地取得の困難という課題解決のために、岩手弁護士会と共同で特例法を提案するという仕事にも取り組んでいます。業務は以前とはかなり様変わりしましたが、目の前で困っている人の問題解決に貢献しうるといふ弁護士の普遍的な力は、自治体業務においても大変有用で

あり、弁護士という職業の魅力であると感じています。

（※岩手県への勤務に伴い、現在は弁護士登録を取り消しています。）

■弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

自治体勤務の経験を通して、弁護士の可能性はとても大きいことを日々感じています。それは、弁護士という職業自体が、未知の分野に切り込んでいく職種であることを実感しているからだと思います。たしかに、法曹を取り巻く環境は変わっています。しかし、いかなる分野においても、需要を待っているのではなく、自ら学び、自らアプローチする姿勢で臨めば、活躍の場は無限に広げられるはずです。法曹になって何をしたいのか。なぜ法曹になりたいのか。そこに思いのある方が活躍できない業界ではないと、私は思っています。





未開の地、歩き続けて4年経ち、 後ろを見れば、道あらわれる？

越後 純子

1993年 3月	筑波大学医学専門学群卒業
1993年 4月	医師免許取得、日立総合病院等に医師として勤務
2007年 3月	桐蔭横浜大学法科大学院修了
2008年 9月	司法試験合格
2009年12月	司法修習終了
2010年 1月	弁護士登録 金沢大学附属病院特任准教授 経営企画部副部長

[現在の仕事の内容]

・病院内法務全般（訴訟、医療安全管理、契約関係、未収金回収等）・職員研修・学生教育・研究活動（学会発表、講演等）

■法科大学院で学ぶということ

私が法科大学院を志したのは、医療現場に司法が大幅に関与し始め、非常に不安を感じていた時期でした。無知から来る不安は、正しい知識を身に着けることでのみ解消すると考えていましたし、実際に、法律を学ぶことで不安は解消されました。正確な法律知識のみならず、それに裏打ちされた正しい法的思考力を身に着けるということは、なかなか一人ではできません。これは、医学でも共通しています。私は、医学を大学において指導者のもとで学びましたから、法律を学ぶのならば、指導者のもとで学べる法科大学院は当然の選択でした。

■今の仕事を選んだきっかけ

既存の資格と経験を活かせる道を探していました。当初、ある程度、法律事務所での経験を積んでから、今のような仕事をしたいと思っていました。しかし、イメージに合うような就職先はなく、ちょうど、大学時代の先輩から、現在の仕事の話がありました。実務経験がなく、不安だったのですが、幸い、受け入れ体制を整えてもらうことができましたので、折角の機会だから挑戦してみようと思い、決心しました。

■仕事の魅力

医療、とりわけ病院は、従来、法律家が、外部からしかアプローチしてこなかった分野です。ただし、資格社会があるので、弁護士の資格を併せ持つことで、効率的に仕事ができることが多いです。既存の教科書はないので、手探りの部分が多いです。しかし、日常の院内業務以外にも、行政の委

員、講演活動、シンポジウムへの参加等の新たな活動を通じ、従前の仕事ではお会いしたことのなかった方々との交流も広がり、充実しています。

■弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

こんな時代だからこそ、一歩を踏み出す勇気を持って欲しい。

残念なことに、先行きの不透明感が法曹資格の輝きを鈍らせていくように感じるこの頃です。しかし、実は潜在的需要がまだまだたくさんあります。社会人が既存の専門性を生かす形で法曹資格を得れば、新しい需要を掴み取ることも夢ではありません。とはいえ、夢の実現には、初めの一歩を踏み出さなければ、何も始まりません。





法律の知識を活かして、ビジネスの円滑な進行をサポートする仕事です。法律だけでなく、ビジネスに対する理解が欠かせません。

原川 樹里

2007年3月	横浜国立大学経済学部卒業
2010年3月	静岡大学法科大学院修了
2011年9月	司法試験合格
2012年12月	司法修習終了 弁護士登録
2013年6月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（法務部）入社

[現在の仕事の内容]

- ・契約書の作成・審査
- ・契約交渉、官庁交渉
- ・法律相談
- ・社内向け研修
- ・その他法務事務

■法科大学院で学ぶということ

大学生の頃に法学の入門を学び、法学自体に魅力を感じたので、どうせなら興味があることを仕事にしたいと思い、法曹を目指すことにしました。学部生時代にも予備校を利用する等して多少は法学を勉強していたものの、他学部だったこともあり、一から法学を学ぶ必要があると考え、法科大学院を目指すことにしました。実家が静岡なので、実家から通学可能であることも考慮して静岡大学を選びました。

■今の仕事を選んだきっかけ

司法修習中、裁判所等で様々な事件に触れる中で、起きてしまった紛争を解決することの大変さを知り、紛争が起こらないようにすることの重要さを感じました。そこで、企業の中で働くことで、紛争を予防する視点を重視した仕事に携わりたいと考え、企業内弁護士として働くことを選びました。また、結婚を予定していたため、家庭との両立の観点からの働き易さも考慮しました。

■仕事の魅力

法的な視点だけでなく、ビジネス的な視点にも大きく左右されるところが面白いです。相手との関係や営業的な事情その他様々な条件を考慮すると、法務的に正しいと思うことが必ずしも結論にならないことが多いですが、そこが難しい部分であると同時に、面白い部分もあります。また、新しいビジネススキームを作り出すために法務以外のメンバーに混ざって一緒に試行錯誤することができるのも、魅力だと思います。

■弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

企業内弁護士といつても、会社によって求められる業務内容・働き方は違いますし、業種によって取り扱う法律も全く異なります。当然、法律事務所や官公庁も多種多様であることを考えると、弁護士には本当に様々な働き方があると思います。自分の置かれた環境や興味に合ったスタイルを選び、それぞれの場所で専門性を活かして働くことができるところが、弁護士の魅力の一つだと感じています。





弁護士が立法の世界に増えることで、健全な政策立案過程を守りたい。

竹内 彰志

2005年 3月	早稲田大学法学部卒業
2008年 3月	早稲田大学法科大学院修了
2009年 9月	司法試験合格
2010年 12月	司法修習終了
	弁護士登録
2011年 1月	国会議員政策担当秘書（現任）
2013年 3月	早稲田リーガルコモンズ法律事務所参画

[現在の仕事の内容]

- ・税制についての政策立案
- ・法案修正等国会審議への参画
- ・質問主意書や説明要求を通じた中央官庁との意見交換
- ・議会意見書制定支援

■ 法科大学院で学ぶということ

法科大学院には面白い人が沢山いるんじゃないかなと思って入学しました。実際、会社員、歯医者さん、学校の先生など、いろんな社会経験を持つ学生がいました。また、私も同じように大学卒業後すぐに法科大学院に進学した人も、気が向いたらいきなり3日間野宿してみたり、生活相談などを実践する学生や、組織の動かし方やマネジメントに長けた人材があり、大いに刺激を受けました。そのような友人先輩後輩とともに過ごしてきた時間と、今のつながりは、私には欠かせない大切なものです。

■ 今の仕事を選んだきっかけ

20才前後のころ、国会議員事務所でお手伝いをしていました。そのころ、政治の世界は、立法機関であるはずなのに法律専門家である弁護士が目立っていないのはどうしてだろう、と疑問でした。弁護士の資格を取って、政治の世界でポジションをとってみれば、新しい価値を提供できるのではないかと考え、政治にかかわる弁護士を目指してきました。

■ 仕事の魅力

私が20才のころ見ていた景色は、政党の会議に官僚がやってきて説明をして質問に答える、という官僚主導が極めて強い政策立案の世界でしたし、なにより私自身にそのようなプレイヤーとのチャンネルはなかった頃でした。いま30才を過ぎて政治に携わっているなかで、原子力損害賠償のロビイングなど、いくつかの分野で弁護士が活動し、官僚や国会議員の先導役となって政策を実現させていくことを目の当たりにしています。また国会議員秘書に弁護士も

増えてきており、リーガルマインドを通じた率直なやり取りができる、政治風土に少しずつ変化をもたらすことができていると感じています。

■ 弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

永田町の政治の世界には、様々なバックグラウンドをもった人が集っています。政策担当スタッフや、外部有識者として、政党を問わず法曹人材が増えることで、人による支配でなく「法の支配」を徹底させる空気を満たしていくことが、法曹による新たな価値提供に繋がっています。



道路の安全確保のための現地視察

弁護士になるには？

① 法科大学院に入学して、3年間または2年間学ぶ

法科大学院に入学するには、法科大学院全国統一適性試験（適性試験）を受験した上で、法科大学院の入学試験に合格する必要があります。

適性試験とは、全法科大学院が入学判定のために成績の提出を義務づけている試験です。法律知識を問うものではなく、学習の前提となる判断力、思考力、分析力、表現力などを測る試験です。

法科大学院の入学試験では、未修者コース（3年コース）は法律知識を問わない小論文や面接など、既修者コース（2年コース）は法律科目の試験や小論文や面接などによって、合否判定が行われます。

法科大学院では、法律の理論科目を学ぶほか、実務を意識した学習します。

経済的事情などで法科大学院を修了していない人は、予備試験に合格することで司法試験を受験することができます。

② 司法試験に合格する

司法試験には、いくつかの選択肢の中から回答を選ぶ短答式の試験と、出された問題に対して文章で答える論文式の試験があります。

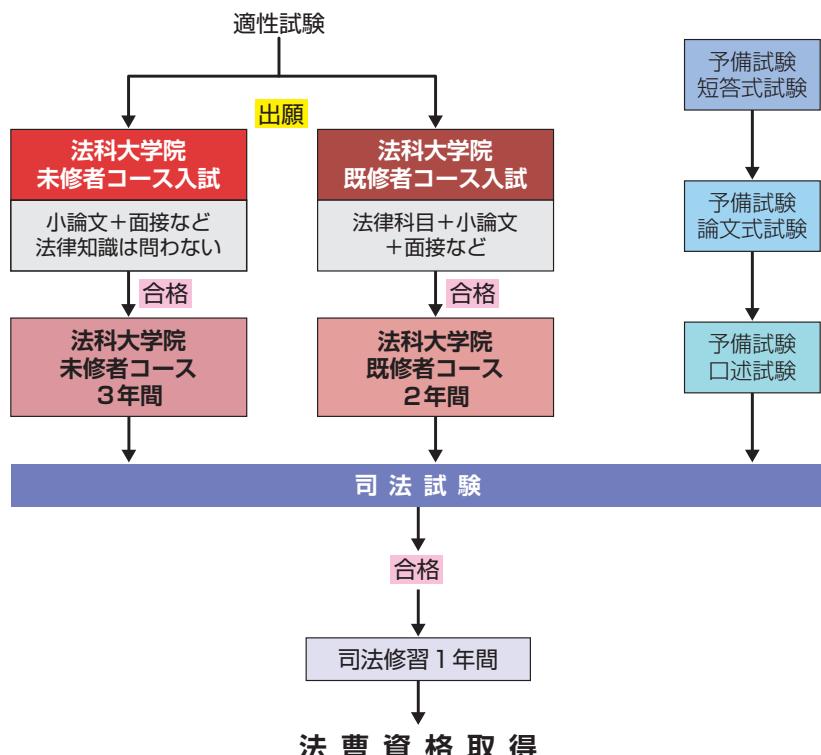
試験科目は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法の必修7科目のほか、他の8科目の中から1科目を選択する選択科目があります。

③ 司法修習を受ける

1年間、司法研修所では、法律家として仕事につくために必要な研修を受けます。

裁判所での裁判修習（民事／刑事）、検察庁での検察修習、個別の法律事務所での弁護修習などを受けるほか、司法研修所での集合修習があります。

司法修習を終え、司法研修所の試験に合格すると、法曹（弁護士、裁判官、検察官）になる資格が与えられます。





日本弁護士連合会ホームページ「弁護士をめざす方へ」
http://www.nichibenren.or.jp/legal_apprentice/lawyer.html#S03



日本弁護士連合会
<http://www.nichibenren.or.jp>

2014年5月

弁護士になろう!!

★8人のチャレンジ★

vol.2



contents

01 杉田 昌平さん

東南アジアと日本を繋ぎます。



02 河野 哲志さん

司法過疎地で奮闘中です！



03 橋本 佳子さん

子どもたちを守るために、
弁護士だからできることがあります。



04 小塩 康祐さん

日本のスポーツ界の将来のために
尽力しています！



05 宮城 健吾さん

守られるべき権利を実現し、
泣き寝入りを許さない！



06 佐藤 茉有さん

子育てと両立しながら地元の方のために
働いています！



07 堀口 直紀さん

組織の内部で法律を事業全体へ
最大限に活用するため活動しています。



08 加藤 貴子さん

被害者の救済と良質で安全な医療を
実現するために。



01 杉田 昌平

現在の仕事内容

法律事務所で東南アジアに関する投資案件や事業再生案件を担当しながら、大学で東南アジア諸国との国際協力事業にもかかわっています。

- 2007年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
- 2010年 慶應義塾大学法科大学院修了
- 2011年 弁護士登録
- 2015年 名古屋大学日本法教育研究センターハノイ特任講師就任
- 2017年 センチュリー法律事務所
名古屋大学大学院法学研究科
研究員就任
慶應義塾大学法科大学院グローバル法研究所研究員就任



東南アジアと日本を繋ぎます。

法科大学院で学ぶということ

私が弁護士を志望したのは、大学4年生のときでした。それまで、公務員（大学教員）である父への反発もあって、成功しているベンチャー企業に興味をもっていましたが、あるとき、「お金を稼ぐことと正しいことを両立したい」と感じたことがあります。ビジネスにも関わることができ、それでいて社会正義も実現できる仕事といえば、弁護士なのではないかと思い、慶應義塾大学の法科大学院に進学することにしました。

法科大学院では、それまで知らなかった様々な法分野に出会うことができました。その中で、「開発法学」（新興国への法整備支援など、良い統治と国際平和のために法学が何をすることができるかを探求する分野）という言葉を知り、また、今でも教えを乞う師や、頻繁に会う友人と出逢うことができました。

今の仕事を選んだきっかけ

私は、弁護士として、日本と東南アジア間での事業再生や日本からの投資を扱う仕事をしています。大学教員だった父の研究室には、新興国からの留学生がいて、彼らの背後に感じられる、自分の知らない世界の広がりから、新興国に対する興味を持っていたからです。

国内で国際交流の活動をしながら、いつか自分も東南アジア諸国に赴任したいと思っていたときに、縁あって、名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ）の法学講師としてハノイに赴任することになりました。ベトナムの学生を対象に、民法を中心とした日本の法律を教えることになったのです。日本語で日本の法律を学ぶベトナムの学生がいるということに驚かされるとともに、学生が

それぞれ持っている才能を開花させていく過程を見ることができたことで、それ以降も教育にかかわりたいと思うようになりました。

現在、弁護士として仕事をしながら名古屋大学日本法教育研究センター（ホーチミン）の法学講師を務め、また慶應義塾大学でも東南アジアの大学との学術交流の担当スタッフをしています。

仕事の魅力

ハノイでの2年2か月の任期が終わって以降、私は、東京で投資や事業再生を扱う仕事をしながら、大学での教育にもかかわっています。一見、投資と教育は何も関係がないように思うかもしれません。ですが、東南アジアで日本語や日本の法律を学ぶ学生には、彼／彼女らが学んだ知識を使って活躍できる仕事が必要であり、そういう仕事は日本からの投資で創出されます。

私には、教育と投資というのは、国を発展させるエンジンであり、そしてそのエンジンを支える重要な土台の一つが法制度のように感じられます。発展の熱気を感じられる東南アジアで、その国の発展に少しでもかかわることができるのは、「楽しい」という言葉以外では形容できません。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

弁護士は、自身が解決したい感じる社会問題と向き合い、社会にメッセージを発しながらその問題を解決し、社会をより良くしていくことを仕事にできる職業です。私は、新興国の汚職、貧困、社会の分断化が問題だと感じていて、国籍や生まれに関係なく、人が公平・公正に扱われる社会を作るお手伝いをしたいと思い、仕事をしています。

きっと、皆さんの中にも、解決したい社会問題を持っている人がいると思います。弁護士として、その問題解決に取り組むことは、きっと得難い「楽しさ」を感じられると思います。ぜひ、弁護士になって、あなたの社会へのメッセージを聞かせてください。



司法過疎地で奮闘中です！

法科大学院で学ぶということ

私は、同志社大学法科大学院で学んだ後、司法過疎地である九州の島原で仕事をしています。

司法過疎地で弁護士をしている私にとって、法科大学院での学びは現在の業務の基礎となっていると感じています。例えば、法科大学院において、豊富な事例を検討しながら学んだ経験や、教授陣・実務家教員の先生方との議論をした経験は、現在の仕事をするうえで、とても役に立っています。

例えば、相続などの家族に関する紛争であっても、誰が会社を継ぐか、といったような企業支配権の争いとしての側面があることはよくあり、法科大学院で学んだ会社法の知識を活用しています。また、過疎地の小さな会社が都会の大企業と紛争になる場合には、独占禁止法などのビジネスに関する法律が、強者からの圧力と戦う切札になることもあります。

また、法科大学院で共に学んだ友人とは、一生の付き合いとなると思っています。業務で悩んだときには、今でも相談をしたり議論をしたりすることもあります。島原は観光地でもあることから、彼らが遊びに来てくれるなど、働く場所が離れていても今でも交流があります。

今の仕事を選んだきっかけ

私は、司法修習終了後、福岡の弁護士法人あさかぜ基金法律事務所に入所しました。この事務所は、九州の司法過疎地へ赴任する弁護士を養成するために設立された事務所です。その後、2017年1月から、長崎の島原中央ひまわり基金法律事務所に赴任しています。弁護士が少ない地域でも、そこには弁護士が必要とす

る方が大勢います。そういう地域の方々の役に立てるに魅力を感じ、今の仕事を選びました。

仕事の魅力

ひまわり基金法律事務所とは、裁判所の支部内に弁護士の数が少なく、市民の司法アクセスが十分ではない（例えば弁護士に相談できなかったり、裁判所での手続きが受けづらいような）地域に設立された事務所です。

司法過疎地では、今まで身近に弁護士がないかったため、地域の慣習や人間関係などによって、ときには当事者の意に沿わない一方的・理不尽な問題解決がなされることがあり、根深い問題となっています。このような地域で働くことは、少しずつかもしれません、こうした状況の改善に繋がり得るものであるため、とても充実感があります。

私が受ける法律相談や仕事は、多岐にわたります。赴任して1年の経験だけでも、相続や離婚などの家事事件、成年後見、破産や債務整理、刑事事件、交通事故事件や労働問題、不動産問題、消費者問題、会社にかかる商事事件など、バラエティに富んでいます。このように多種多様な事件に幅広く取り組むことができるのも、司法過疎地で仕事をする魅力の一つだと思います。

また、個別の事件を通じて、様々な境遇にある依頼者一人一人の権利を実現していくことはもちろん、たとえば高齢者や障がいの方の支援のための福祉との連携や、スタートアップ（起業）支援・事業者支援・農業支援・不動産活用等を通じた町興し的活動など、弁護士としての業務を拓げていく様々な挑戦ができるのも魅力の一つだと思っています。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

弁護士の活躍の場は、多種多様に広がっていると思います。司法過疎地での業務は、古典的な問題でありながら、逆に先端的な取組みにも挑戦できる場ではないかと考えています。



02 河野 哲志

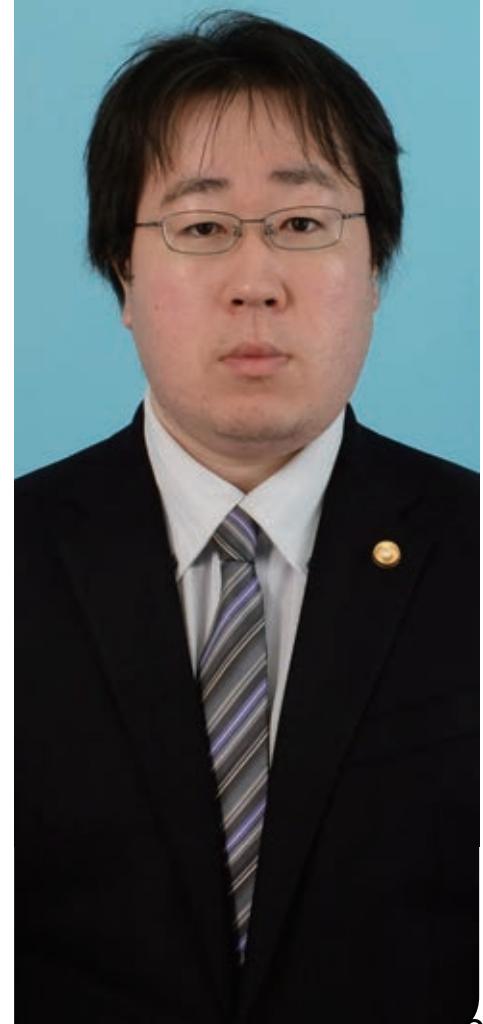
現在の仕事内容

相続、後見などの家事事件

債務整理、交通事故、労働、不動産、相隣関係をめぐるトラブルなどの民事事件

刑事事件

2010年	京都大学法学部卒業
2013年	同志社大学法科大学院修了
2015年	弁護士登録 弁護士法人あさかぜ基金法律事務所
2017年	島原中央ひまわり基金法律事務所赴任



03 橋本 佳子

現在の仕事内容

児童相談所が取り扱う虐待、非行、障がい、性格行動相談など子どもに関する相談業務、児童相談所による行政手続、家事審判、職員への研修を扱っています。

2008年	上智大学法学部国際関係法学科卒業
2010年	上智大学法科大学院修了
2011年	弁護士登録
2012年	弁護士法人北千住パブリック法律事務所
2015年	名古屋市中央児童相談所



子どもたちを守るために、弁護士だからできることがあります。

法科大学院で学ぶということ

学生の頃、自分の身近な人がとても辛い思いをしながらも、声を上げられず耐え忍んでいた理不尽な状況を目の当たりにしました。当時、知識の無かった私は、何か力になりたいと思いましたが、近くにいるのに何もできない無力感と悔しさを経験しました。このことから、せめてこの経験を活かした仕事をしたいと考えた結果、弁護士になることを選択しました。

法律についてしっかり時間をかけて勉強したい、弁護士として備えるべき素養等を身につけたいと思い、法科大学院に入学しました。法科大学院では、基本的な法律科目以外にも、実務家（裁判官・検察官・弁護士）教員による実践的な科目があり、ここで身につけたものは今でも役立っています。また、他の学生や教員と議論を交わすことにより、法律や事例について考える基本的な力を養ってもらったと思います。

今の仕事を選んだきっかけ

はじめに入った法律事務所では、家事事件や刑事事件、少年事件を比較的多く扱っていました。そこで出会った人たちは、もちろんそれぞれ異なるバックグラウンドを抱えているのですが、共通して、環境、経験、その中でも特に子どもの頃育ってきた環境や体験といつたいわゆる「成育歴」が多く少なかられ様々などころで影響し、事件の結果をも左右することがあることを感じていました。そして、ある事件で、児童相談所が長期間支援を行っていた少年に出会い、少年の成育歴や経験により抱えることになった心の傷や寂しさ等が、「非行」という形で現れていることを知り、支援を担っていた児童相談所がどのように関われば、少年は非行に及ばずに済んだのだろうか、そんなことを考えるようになりました。ちょうどその頃、児童相談所の中で働く弁護士を募集していることを知りました。児童相談所は、様々な権限を持ち、それらを使って子どもを守る仕事をするところです。弁護士



が、非行が始まる前から支援に関わることで、何か変わることがあるかも知れないという思いから応募し、児童相談所の中で、弁護士として勤務することになりました。

仕事の魅力

児童相談所の中で働いていますので、虐待されている子どもや非行に走ってしまう子どものみならず、障がいを持った子どもに関する相談など、子どもに関する幅広い相談に応じなければなりません。そのため、法律だけではなく、医療や福祉制度について日々勉強することになりますが、それらの知識を使って、子どもの権利や保護者の権利を守る仕事をすることができます。また、支援する家庭に何か法的な問題があった場合には、児童相談所に協力してくれる他の弁護士にお願いをして解決できるということも、仕事の魅力の一つだと感じています。最近の社会の動きや法律の改正に伴って、児童相談所はこれまでよりも裁判所などと関わらなければなりません。裁判所などと適切に連携することが、子どもを守ることにも繋がるので、その一端を担えることも、今の仕事の醍醐味だと感じています。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

「困難な状況に置かれた子どもたちのために何かできることはないだろうか。もし、そんな思いを抱いているとしたら、弁護士になるという選択があることを知ってもらえると嬉しいです。子どもを守るためにには、様々な分野の人たちと手を取り合って協力する必要があります。の中では、弁護士も重要な役割を担います。子どもを守る砦として、その一翼を担っていただける方を、お待ちしています。

日本のスポーツ界の将来のために尽力しています！

法科大学院で学ぶということ

子どものころ、家族が弁護士に救ってもらった経験から、自分も人を救いたいと弁護士という仕事に興味を持つようになりました。ただ、大学受験は思うように行かず、政治経済学部に進学しました。また勉強する時間が無くなるかと迷いましたが、日本一を経験したいという気持ちから、高校から始めたラグビーを大学でも続けようと、ラグビー部に入部しました。練習は大変厳しかったですが、大学では4年間で3度の日本一を経験することもでき、ラグビー漬けの毎日を過ごしました。

このような大学生活を送っていたものの、弁護士になるという目標は変わらず、法科大学院へ進学しました。ただ、入学当初は、正に法律のことは何もわからない初学者でした。

最初の授業で、先生から「知っている法律の名前を言ってみなさい。」と質問され、「憲法、民法……以上です。」と答えたところ、クラスが静まり返ったことを覚えています。

そのようなスタートでしたが、先生や仲間に恵まれ、勉強に励むことができました。法科大学院は、様々なバックグラウンドの学生が、司法試験という目標に向かって切磋琢磨できる場だと思います。私のような初学者から、法学部を飛び級で卒業した学生、社会人経験のある学生等が、日々議論をしながら学ぶことができるのは非常に良い経験でした。最初に基本的な事項を丁寧に学ぶことができ、とても良かったと思っています。



今の仕事を選んだきっかけ

スポーツを専門とした弁護士になりたいという夢があり、スポーツやエンターテインメント業務を取り扱う今の事務所に入所しました。現在は、企業法務、訴訟に加え、スポーツに関連する案件を担当しています。また、事務所の仕事に加え、縁があってスポーツ庁でも非常勤で勤務しており、スポーツ専門弁護士を目指し、日々精進しています。

仕事の魅力

弁護士という仕事の魅力は、自分のやりたいことができる機会が必ずあることだと思います。私は現在、日本版NCAA（大学スポーツを統括する組織です。）の設立に関与し、各大学、部活、競技団体との利害関係の調整や組織設計、各種ガイドラインの策定、学業充実の方策の検討といった大学スポーツの改革に取り組んでいます。日本版NCAAは、10年後の日本のスポーツ界を担う組織になると思いますし、その礎をしっかりと作りたいと思っています。

日本のスポーツ界の将来のための重要な仕事ですので、プレッシャーもありますが、とてもやりがいがあります。

このように、法律とは一見縁遠い分野に見えて、弁護士が関わることで、より良い社会に変えていく機会は必ずあると考えています。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

一度きりの人生ですので、何事にも積極的に挑戦していただきたいと思います。挑戦の過程で成功も失敗もたくさんあると思いますが、それでも積極的に挑戦することで、きっと最終的には結果が出ると信じています。

活躍の場は無数にあると思いますし、各人に合ったやり方で挑戦を続けていくことが大切なことだと思います。

04 小塩 康祐

現在の仕事内容

大学スポーツの統括組織の創設に向けたスポーツ庁での仕事

スポーツ関連団体の法令遵守体制の確立など

2008年 早稲田大学政治経済学部卒業

2011年 早稲田大学法科大学院修了

2013年 弁護士登録

2014年 TMI総合法律事務所



05 宮城 健吾

現在の仕事内容

弁護士としての仕事のほか、弁護士会の委員会でのいじめ防止授業、消費者被害110番などの活動を行っています。

2009年 琉球大学法文学部卒業
2012年 琉球大学法科大学院修了
2015年 弁護士登録
ふじ法律事務所



守られるべき権利を実現し、泣き寝入りを許さない！

法科大学院で学ぶということ

私の出身校である琉球大学法科大学院は、沖縄県内にある少人数の法科大学院です。学生の数が少ない分、先生方との距離も近く、授業後やオフィスアワー（教員が生徒の質問や相談を受ける時間）等で親身に相談にのってもらいます。個別の問題に関する質問・相談だけではなく、勉強方法に関する相談、卒業後の進路に関する相談なども聞いてもらいました。

また、学外からの支援も充実していて、弁護士会からは、学生のゼミに現役の弁護士を講師として派遣するオーダーゼミ制度、毎年の春休み・夏休み期間中に開催される答案練習会などの支援がありました。現役の弁護士からアドバイスをもらえたことで、勉強のモチベーションが高まりました。

卒業後の支援としては、地元の銀行を含めた多くの地元企業による支援があります。支援内容は企業によって様々ですが、私もある銀行のリーガルアシスタント制度による支援を受けました。リーガルアシスタント制度というのは、職員として銀行に採用され、採用後（10月）から司法試験受験（翌年5月）までの期間は、銀行へ出勤せずに勉強に集中してよいとされながら、お給料をもらうことができ、司法試験受験後は銀行本店に出勤して企業法務等の仕事を実際にしながら学ぶことができるという制度です。

このような弁護士会・地元企業による多くの支援や教員の先生方による親身な指導が、琉球大学法科大学院の特色であり、私はそのおかげで司法試験に合格できたと思っています。

今の仕事を選んだきっかけ

大学時代の講義で裁判例を学んでいる際、「もし自分が当事者だったら、この裁判例を知らないと泣き寝入りしてしまうだろうな。」と感じることがしばしばありました。例えば、業者から借金をすると利息を加えて返済することになりますが、一昔前に非常に高率な利息を取っていた業者がいて、借金苦から自殺をしてしまった人がいました。その裁判例では、業者の過失が認められ、業者に損害賠償が命ぜられています。この裁判例を知らないと泣き寝入りしてしまうだろうな。」と感じることがしばしばありました。例えば、業者から借金をすると利息を加えて返済することになりますが、一昔前に非常に高率な利息を取っていた業者がいて、借金苦から自殺をしてしまった人がいました。その裁判例では、業者の過失が認められ、業者に損害賠償が命ぜられています。



まう人がいることが社会問題になっていました。そんな中、裁判所から高過ぎる利息については無効であり、業者に対して、払い過ぎていた利息は返還するように、という判決が出ました。このような裁判例を知っていれば、訴訟を提起して払い過ぎた利息の返還を受けることができます。一方で、このような裁判例を知らないと、「自分が借りたお金だから」と高率な利息を払い続ける人もいるのです。私は、このような裁判例を学ぶたび、やるせなさを感じました。

法的な知識がない、法律相談ができる場所を知らないなどの理由で、守られるべき権利・利益が守られず、被害に遭っても泣き寝入りをしてしまうケースは多く存在します。そのような見えない被害を掘り起こし、守られるべき権利・利益を守りたいと思い、弁護士を目指すようになりました。

仕事の魅力

法律相談へ訪れる方は様々な問題や悩みを抱えています。私たちの法律相談に対する回答や事件の解決により、依頼者・相談者の方が安心し、笑顔になる姿をみたときが弁護士という仕事を選んで良かったと思える瞬間です。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

弁護士と一口に言ってもその仕事内容は多種多様です。しかし、どの分野で活動するとしても基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという点については共通するところですし、そこが弁護士という仕事の魅力の一つだと思います。

これから弁護士を目指す皆さんもそれぞれの実現したい社会正義を胸に、挑戦していただければと思います。

子育てと両立しながら地元の方のために働いています！

法科大学院で学ぶということ

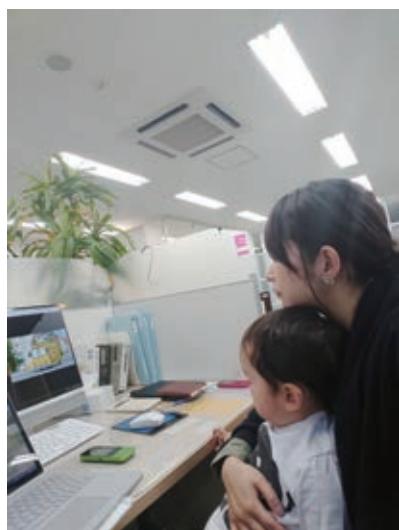
司法試験に向けた勉強をするという程度のイメージしかないまま法科大学院に進学したのですが、思っていた以上に面白く、充実した日々でした。学部の授業よりも実践的な内容となる問題検討や判例研究は、まるで一人前の法曹になったようでわくわくしましたし、実務家教員の授業では、裁判官、検察官、弁護士のそれぞれが持つ、職業に対する信念に触ることができ、胸を打たれたのを覚えています。

弁護士による授業では、北海道内の行政や経済、地元で起こった刑事事件など、日頃ニュースで見聞きする出来事に、弁護士がどのような関わりをしているのか、具体的な話を伺うことができ、弁護士として北海道で働くことの楽しさや意義を考えることができました。

法科大学院でお世話になった実務家教員や、一緒に勉強をした仲間とは、弁護士になってからも、困ったことがあれば相談をしたり、時には一緒にお酒を飲んで仕事について語り合うこともあります。私にとって、尊敬できる先輩法曹や仲間に出会えたことが、法科大学院に行って最も有意義だったことかもしれません。

今の仕事を選んだきっかけ

高校の政治経済の授業で、平等権や思想良心の自由など、憲法が定める基本的人権の理念に触れたことが



きっかけで、法律の世界に興味を持ちました。そして、自分の正しいと思うことを貫いて人の役に立つことができる弁護士を志すようになりました。

弁護士という資格があれば、子育てや家庭の状況に応じて働き方を自分で自由に決められるので、女性にとって働きやすい職業なのではないかという考えもありました。

仕事の魅力

私にとって、弁護士の仕事の魅力は、自由であることです。弁護士は、信念に反する仕事を誰かに強制されることはありませんし、どのような分野に力を入れたいか、どのような働き方をしたいかも自分次第です。

私は現在、2歳になる息子を育てています。息子が1歳を過ぎた頃に育休から復帰しましたが、今は子どもが小さいうちに一緒にいられる時間を大切にしたいと思い、自宅でできる作業は自宅でするようにして、平日でも事務所に出ず、自宅で子どもと過ごす日を設けています。理解ある事務所であることも幸いしていますが、このような自由な働きができるのも、弁護士の良いところだなと日々実感しています。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

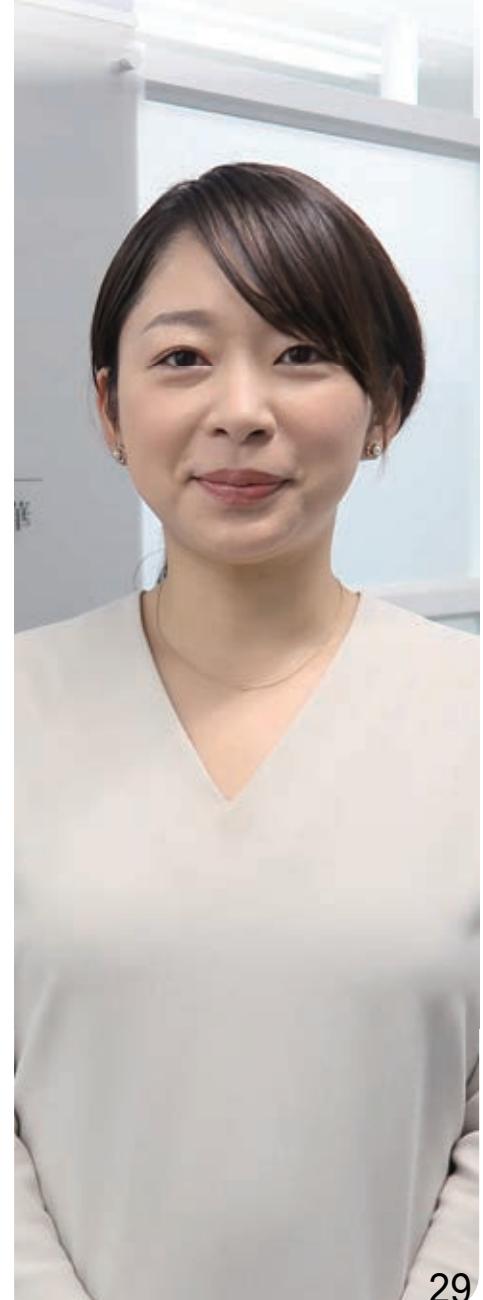
弁護士は、自分の働き方、ライフスタイルを自分で決めたいという方にはぴったりの職業だと思います。一つとして同じ事件はなく、日々押し寄せる様々な問題に対応するのは大変ですが、それを超えるやりがい、面白さがある仕事です。

06 佐藤 茉有

現在の仕事内容

民事、家事事件のほか、女性としての視点を活かせる、犯罪被害者支援にも力を入れています。

2007年	北海道大学法学部卒業
2010年	北海道大学法科大学院修了
2011年	弁護士登録
2017年	弁護士法人北空札幌ヘッドオフィス



07 堀口 直紀

現在の仕事内容

企業内弁護士として、企業が締結する契約書の作成や事業部の行う契約交渉のサポート、社内規程の整備、社内の法務に関する相談・支援などを行っています。

- 2008年 中央大学法学部卒業
- 2010年 一橋大学法科大学院修了
- 2011年 弁護士登録
- 2013年 環境省水・大気環境局総務課
(役職:主任) (~2015年7月)
- 2016年 亀田製菓株式会社(法務部)

組織の内部で法律を事業全体へ最大限に活用するために活動しています。

法科大学院で学ぶということ

高校生の頃から法曹を目指しており、大学でも法律の勉強を続け、その延長として法科大学院に入学しました。法科大学院では、入学直前まで社会人だった人や異なる大学から入学した人など様々な経験や考え方を持った数多くの学生と触れ合い、貴重な経験を積むことができました。また、第一線で活躍されている実務家の講義や、実践的な模擬裁判など、法曹を目指す上でためになる講義やプログラムを多数受講できたのも良い経験でした。



も繋がっていることを実感でき、大きな達成感を得られます。

また、専門性が高い分野については、その分野の専門の弁護士と社内の担当者との橋渡しをしたり、法律が改正されるときには、社内の各部署の意見を聴いて、社内のルールを作成・改正したりすることもあります。法的なリスクが高い事業をできません、と否定するだけでは先に進まないため、法的リスクの低い代替策がないか事業部と検討することもあります。

いずれの仕事も、法律だけでなく会社の事業内容への理解も必要となり、一筋縄ではいかないことが多いですが、良い対応策ができた時は、非常にやりがいを感じます。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

どのような立場の弁護士であるかにより法曹が提供すべき法的サービスの内容や提供の仕方も変わってきます。ご自身が興味のある法律、組織、事業について、「自分はどこで、どのような法的サービスを提供していきたいのか。」という点をよく考えることが、自分の目指す法曹像を形作る一助となると思います。

仕事の魅力

問題発生を未然に防ぐように、法的知識や経験を活かし、事業をうまく進めることに貢献できることが、現在の仕事の最大の魅力です。

例えば、コラボ商品や共同研究開発品など、他社との協力が求められるケースでは、デザインの商標や、製造技術に関する権利関係を整理し、お互いの利益を最大化できるよう、事業や契約の内容を検討して、協議をする必要があります。一方、他社との利害が対立する場面では、法的な問題点を整理した上で、他社と難しい交渉をすることになります。

このような過程を経て商品が販売され、実際にお客様が購入しているところを見ると、自分の仕事が具体的な形で実り、またお客様の喜びに



被害者の救済と良質で安全な医療を実現するために。

法科大学院で学ぶということ

法学部に進学して司法試験の勉強をしていたのですが、卒業後は、化粧品に関する市場調査を行う会社で働いたり、ホームヘルパーの資格をとったりしていました。10年ほど社会人を続けた後、やはり法曹を目指したいと思い直し、明治大学法科大学院に入学しました。入学時に既に30代になっていたため現役の学生と馴染めるか不安もありましたが、法科大学院では、様々な経歴や価値観を持つ人たちがあり、多くの人と関わりながら、楽しんで勉強することができました。一緒に勉強した友人やお世話になった教授とは、修了後の今でも交流が続いています。また、一度、社会に出て、その仕組みや構造を知ったことで、改めて学んだ法律を身近に感じることができました。



今の仕事を選んだきっかけ

法科大学院では、多くの薬害事件・医療過誤事件（薬の使用によって被害が出たり、医師のミスなどで被害が出たような事件）で中心的な活動をしていた弁護士が教員として授業をしていて、その中で弁護士として被害者に寄り添うことの大切さや社会問題に弁護士が取り組むことの意義など、多くのことを学びました。特に、「被害者があきらめていないのに弁護士があきらめてはダメだ」「被害に始まり、被害に終わる」といった弁護士としての心構えは、今でも仕事の指針となっています。

このような尊敬できる恩師との出会いがきっかけとなり、現在、医療過誤や薬害事件に関わる弁護士として活動を行っています。

仕事の魅力

医療は、人々の生活に直結する、とても重要な分野であり、医療への信頼がなければ私たちは安心して暮らすことができません。その一方で、医師や治療に対して疑問を抱いても専門的分野であるがゆえに、患者として、すぐに声をあげられないこともあります。安全で良質な医療を実現するため、医療過誤事件や薬害事件に取り組むことは、意義のある仕事だと思っています。

法曹を目指すみなさんへのメッセージ

被害者に寄り添い、話を聞いて一緒に戦っていくことができるの、弁護士しかいないと思います。また、それぞれの被害者の救済を通じて、医療体制の改善や治療方法の研究、さらには再発防止に繋げていくことで、よりよい社会的仕組みを創り出せるところも弁護士の仕事の魅力です。

私は法科大学院でゼミなどを担当していますが、法科大学院は、様々な人と出会い、経験を得ることができます。また友人たちと一緒に、法律を学ぶことの楽しさを実感することができます。ぜひ法科大学院で人と関わり、勉強することを通して、弁護士に必要な力をたくさん鍛えてください。

08 加藤 貴子

現在の仕事内容

一般民事事件、離婚・相続などの家事事件、医療過誤事件などを扱っています。また、薬害や医療過誤の集団訴訟を担う弁護団にも所属して活動しています。

1998年	明治大学法学部卒業 一般企業勤務
2012年	明治大学法科大学院修了
2013年	弁護士登録 増田法律事務所 明治大学法科大学院教育補助 講師就任
2019年	司法研修所民事弁護教官所付 就任



弁護士になるには？

1 法科大学院に入学して、3年間または2年間学ぶ

法科大学院では、法律の理論や実務を勉強します。

経済的事情などで法科大学院に通えない方は、予備試験に合格することにより司法試験の受験資格が付与されます。

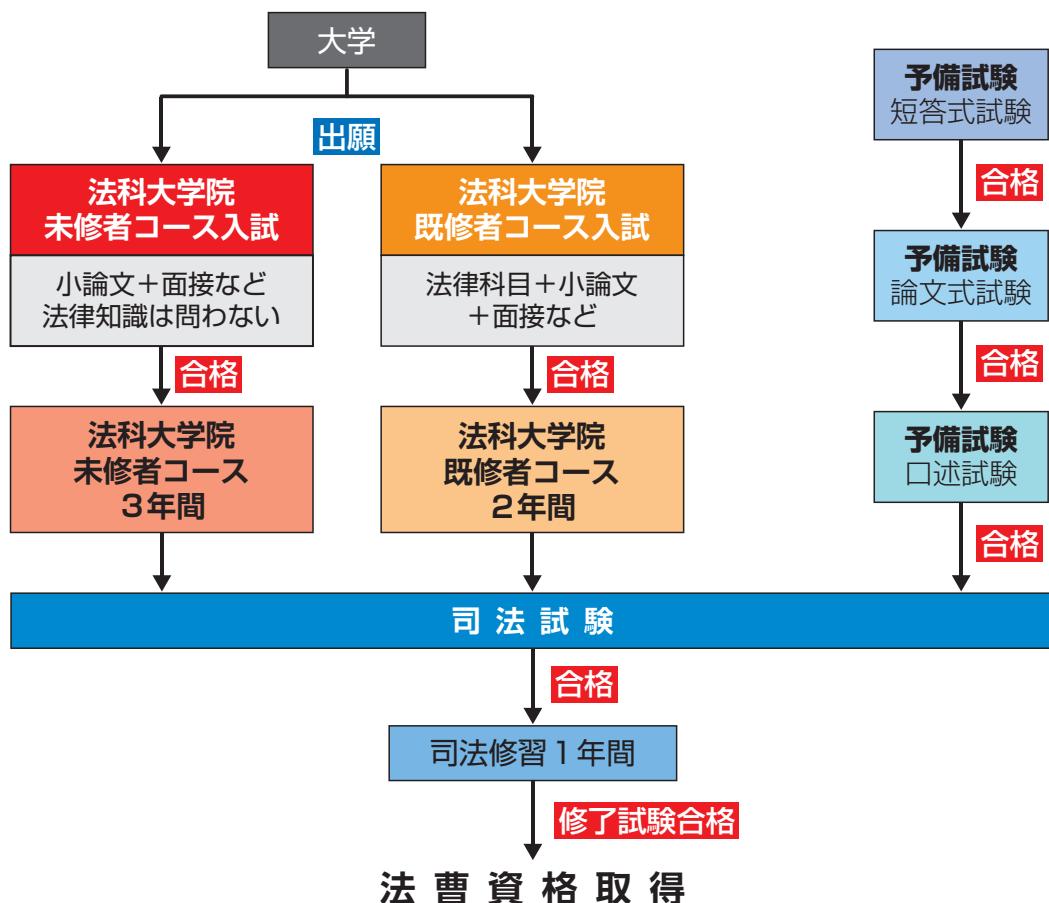
2 司法試験に合格する

司法試験には、短答式と論文式の試験があります。

3 研修（司法修習）を受ける

1年間、法律事務所、裁判所、検察庁、司法研修所等で、研修を受けます。

研修終了後の試験に合格すると、法曹（弁護士、裁判官、検察官）になる資格が与えられます。



日本弁護士連合会
では弁護士になる
ための様々な情報
を提供しています。

日本弁護士連合会HP「弁護士になろう！」



令和5年司法試験の採点結果

法務省大臣官房人事課

1 合格者数等

(1) 合格者数 1,781人

※ 論文式試験の各科目において、素点の25%点（公法系科目・刑事系科目は50点、民事系科目は75点、選択科目は25点）以上の成績を得た者のうち、短答式試験の得点と論文式試験の得点による総合評価の総合点770点以上の者（令和5年11月7日司法試験委員会決定）

（参考）

	令和5年	令和4年
出願者数	4,165人	3,367人
受験予定者数	4,165人	3,339人
受験者数	3,928人	3,082人
短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	3,149人	2,494人
合格者数	1,781人	1,403人

(2) 合格者に関する情報

ア 選択科目別人員・割合

	令和5年		令和4年	
倒産法	292人	(16.40%)	207人	(14.75%)
租税法	80人	(4.49%)	78人	(5.56%)
経済法	371人	(20.83%)	276人	(19.67%)
知的財産法	277人	(15.55%)	219人	(15.61%)
労働法	538人	(30.21%)	435人	(31.00%)
環境法	41人	(2.30%)	41人	(2.92%)
国際関係法（公法系）	18人	(1.01%)	18人	(1.28%)
国際関係法（私法系）	164人	(9.21%)	129人	(9.19%)

イ 年齢別構成（令和5年12月末現在）

	令和5年	令和4年
平均年齢	26.6歳	28.3歳
最高年齢	66歳	68歳
最低年齢	19歳	18歳

ウ 性別構成

	令和5年		令和4年	
男性	1,257人	(70.58%)	1,014人	(72.27%)
女性	524人	(29.42%)	389人	(27.73%)

エ 司法試験受験回数

	令和5年	令和4年
1回目	1,584人	1,046人
2回目	123人	180人
3回目	35人	88人
4回目	24人	47人
5回目	15人	42人

※ 令和5年司法試験の受験資格による受験回数

才 受験資格

	令和5年	令和4年
法科大学院課程修了者	817人	1,008人
既修者法学部	631人	732人
既修者非法学部	39人	58人
未修者法学部	99人	146人
未修者非法学部	48人	72人

※ 受験願書に基づく情報

	令和5年
在学中受験資格者	637人
既修者法学部	548人
既修者非法学部	30人
未修者法学部	34人
未修者非法学部	25人

※ 受験願書に基づく情報

	令和5年	令和4年
予備試験合格者	327人	395人

2 得点の状況

(1) 総合点

	令和5年	令和4年
最高点	1220.80点	1287.56点
最低点	440.56点	464.97点
平均点	813.28点	802.22点

(2) 論文式試験得点

	令和5年	令和4年
最高点	611.31点	639.17点
最低点	189.46点	207.41点
平均点	392.01点 (379.93点)	387.16点 (371.98点)

※ 総合評価対象者の得点（括弧内の点数は、最低ライン点未満の者を含んだ点数である。）

(3) 最低ライン点未満者

	令和5年	令和4年
最低ライン点未満実人員	219人	245人
公法系科目	53人	112人
民事系科目	129人	104人
刑事系科目	26人	62人
選択科目	118人	87人
倒産法	20人	9人
租税法	3人	4人
経済法	21人	17人
知的財産法	29人	25人
労働法	34人	24人
環境法	0人	0人
国際関係法（公法系）	4人	2人
国際関係法（私法系）	7人	6人

※ 最低ライン点未満の者の合計は326人となるが、35人が2科目、18人が3科目及び12人が4科目において最低ライン未満点となっていることから、最低ライン点未満実人員は219人となる。

3 參考資料

- ・令和5年司法試験総合点別人員調（総合評価）
- ・令和5年司法試験論文式試験得点別人員調（合計得点）
- ・令和5年司法試験論文式試験得点別人員調（公法系科目）
- ・令和5年司法試験論文式試験得点別人員調（民事系科目）
- ・令和5年司法試験論文式試験得点別人員調（刑事系科目）
- ・令和5年司法試験論文式試験得点別人員調（選択科目）

総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
581	1	2796	95.43	509	1	2906	99.18
580	1	2797	95.46	508	1	2907	99.22
579	2	2799	95.53	507	2	2909	99.28
578	5	2804	95.70	506	0	2909	99.28
577	1	2805	95.73	505	4	2913	99.42
576	2	2807	95.80	504	3	2916	99.52
575	3	2810	95.90	503	2	2918	99.59
574	5	2815	96.08	502	0	2918	99.59
573	1	2816	96.11	501	0	2918	99.59
572	3	2819	96.21	500	0	2918	99.59
571	1	2820	96.25	499	0	2918	99.59
570	4	2824	96.38	498	0	2918	99.59
569	2	2826	96.45	497	0	2918	99.59
568	4	2830	96.59	496	0	2918	99.59
567	2	2832	96.66	495	1	2919	99.62
566	0	2832	96.66	494	0	2919	99.62
565	0	2832	96.66	493	0	2919	99.62
564	7	2839	96.89	492	0	2919	99.62
563	2	2841	96.96	491	1	2920	99.66
562	3	2844	97.06	490	0	2920	99.66
561	0	2844	97.06	489	0	2920	99.66
560	1	2845	97.10	488	0	2920	99.66
559	1	2846	97.13	487	0	2920	99.66
558	1	2847	97.17	486	0	2920	99.66
557	1	2848	97.20	485	1	2921	99.69
556	3	2851	97.30	484	0	2921	99.69
555	1	2852	97.34	483	0	2921	99.69
554	1	2853	97.37	482	1	2922	99.73
553	2	2855	97.44	481	3	2925	99.83
552	3	2858	97.54	480	0	2925	99.83
551	2	2860	97.61	479	0	2925	99.83
550	1	2861	97.65	478	1	2926	99.86
549	2	2863	97.71	477	0	2926	99.86
548	1	2864	97.75	476	0	2926	99.86
547	2	2866	97.82	475	0	2926	99.86
546	1	2867	97.85	474	0	2926	99.86
545	2	2869	97.92	473	0	2926	99.86
544	5	2874	98.09	472	0	2926	99.86
543	2	2876	98.16	471	0	2926	99.86
542	1	2877	98.19	470	0	2926	99.86
541	2	2879	98.26	469	0	2926	99.86
540	0	2879	98.26	468	0	2926	99.86
539	4	2883	98.40	467	0	2926	99.86
538	1	2884	98.43	466	0	2926	99.86
537	2	2886	98.50	465	0	2926	99.86
536	0	2886	98.50	464	0	2926	99.86
535	0	2886	98.50	463	2	2928	99.93
534	1	2887	98.53	462	0	2928	99.93
533	0	2887	98.53	461	0	2928	99.93
532	1	2888	98.57	460	0	2928	99.93
531	0	2888	98.57	459	0	2928	99.93
530	0	2888	98.57	458	0	2928	99.93
529	3	2891	98.67	457	0	2928	99.93
528	0	2891	98.67	456	0	2928	99.93
527	0	2891	98.67	455	1	2929	99.97
526	1	2892	98.70	454	0	2929	99.97
525	1	2893	98.74	453	0	2929	99.97
524	1	2894	98.77	452	0	2929	99.97
523	1	2895	98.81	451	0	2929	99.97
522	2	2897	98.87	450	0	2929	99.97
521	0	2897	98.87	449	0	2929	99.97
520	1	2898	98.91	448	0	2929	99.97
519	2	2900	98.98	447	0	2929	99.97
518	1	2901	99.01	446	0	2929	99.97
517	0	2901	99.01	445	0	2929	99.97
516	0	2901	99.01	444	0	2929	99.97
515	1	2902	99.04	443	0	2929	99.97
514	0	2902	99.04	442	0	2929	99.97
513	2	2904	99.11	441	0	2929	99.97
512	0	2904	99.11	440	1	2930	100.00
511	1	2905	99.15				
510	0	2905	99.15				

